

JRR-3 運転再開における教育について

令和 2 年 10 月 6 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

【R2.9.28 審査会合コメント】

BDBA に対する教育（能力の維持）について説明すること。

原子力科学研究所保安規定第 1 編において、保安教育について定めている。この保安教育は従来から保安規定に定め行っているもので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）の改正及び新規制基準適合のために、保安規定の変更の必要はない。なお、新規制基準適合に係る許可変更や保安規定の変更等については、この保安教育の中で行うこととなる。

BDBA に係る教育・訓練に関しては、規則改正において前述の保安教育に加えて定めることとなった。このため、第 5 編第 5 条の 2 において教育・訓練について規定することとしている。

JRR-3 では、品証文書「(科研) QAM-620 研究炉加速器技術部教育・訓練管理要領」において、新たに追加された BDBA 対応に係る年 1 回以上の教育・訓練の計画を定めるとともに、必要な力量の管理を定めることとしている。

なお、運転再開に向け BDBA を想定した訓練を繰り返し実施し、設備や資器材の取り扱い方法の習熟、対策の実効性の向上を図っている。